RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 76 March, 2014

CONTENTS

Ⅰ Farewell

税法ディベートの思い出　浪花　健三　2

Ⅱ Academic Conference

2013 年日本土地法学会シンポジウム「住宅の安全と法」の開催　松本　克美　5

日本公法学会第 78 回総会開催報告　駒林　良則　6

Ⅲ Presentation

ヴァナキュラー文化研究会での報告　佐藤　渉　8

第 12 回関西フランス法研究会合宿の開催報告　福本　布紗　10

日本独文学会 2013 年秋季研究発表会での報告を終えて　田原　憲和　12

アジア国際法学会第 4 回隔年大会（ニューデリー）に出席して　吾郷　眞一　13

「法学教育・法曹養成教育・法教育」―民科法律部会学術総会報告―　吉村　良一　15

「占領・戦後史研究会」シンポジウム報告　吉次　公介　17

Ⅳ My Book

自著を語る『少年司法と国際人権』　山口　直也　19

自著紹介

『行政法と官僚制―行政法と専門性、そして行政法学と隣接諸学問―』　正木　宏長　21

『近世日本の訴訟と法』を出版して　大平　祐一　23

Ⅴ Study Group

法学部定例研究会　25

Ⅵ New Book

新刊図書　26

Farewell

退職記念

税法ディベートの思い出

浪花　健三　NANIWA Kenzo

私は2008年3月に立命館大学法学部に税法担当教員として赴任いたしました。勤務期間わずか6年間、このような退職企画をしていただき恐縮です。

私の場合は、多くの先生方と異なり30余年間会社経理と税理士実務を行った後、大学教員に転身いたしました。最初に教員として赴任したのは、香川大学法学部です。

当時、私は税理士事務所を個人で開業しておりました。ちょうどその頃、当該事業を子供に承継することができる状況になったため、私は税理士業務を廃止し、2003年に香川大学に赴任いたしました。

当時、三木義一先生は、立命館大学法学部の税法ゼミでディベートを取り入れた授業をされていました。さらに、三木先生は、法学研究科税法専攻の院生と近畿青年税理士連盟京都支部の税理士さんとのディベートもされていました。その学習効果を勉強させていただき、私は香川大学の税法ゼミでもこのディベートによる学習方法を採り入れました。2008年に立命館に赴任してからは、望月爾先生とともにこのディベート学習方法によるゼミを行って参りました。この税法ディベートは、一部独自の方法を採用しています。

学生が納税者側と課税庁側に別れます。各チームは5名から10名ぐらいで構成されます。テーマは主に最近の税法裁判例を用います。先ずは、それぞれの立場が5分ずつの立論を行います。2分間の作戦タイムの後、それぞれの立場から8分ずつの質疑応答が行われます。その後、1分間の作戦タイムの後、それぞれの立場が、最終弁論を1分間行います。これが前半の行程です。その後、各チームは、立場を入れ替えて、同様の方式による後半のディベートを展開します。前半と後半あわせて、62分間のディベートです。このディベートに関して、3人の審判員が勝敗の判定を下します。

前半と後半で納税者と課税庁、それぞれの立場を入れ替えてディベートを行うのは、扱う事例により納税者側あるいは課税庁側が有利になってしまう事例が存するからです。税法裁判例についてディベートを行いますと、

税法ディベート大会

学生達はそのテーマに係わる多くの税法上の論点を研究しなければなりません。税法や関連法規の条文・判例の勉強もありますが、加えて学生のアイディアもグループワークの中でいろいろと創出されます。このように学生自身が考え、一緒に取り組んでいくことが重要です。学生達は、同じテーマを担当する同回生や上回生とのやりとりの中で、テーマに関する税法問題はもちろん、その背景となる法律関係や社会状況も学んでいくことになります。

通常のゼミの報告形式ですと、担当の学生本人は準備をしてきますが、他の学生はその報告を聞くのみで終わることが多々あります。ディベートでは、全員が一つのテーマについて数カ月にわたって研究せざるを得なくなります。そして、その全員参加が重要な経験となります。

このグループ活動を通して、3ゼミ生と4ゼミ生の繋がりも強固なものになります。この強固な縦の繋がりは、税法ディベート大会が終了する12月の上旬以降、4回生が3回生に対して行う就職企画へと展開されていきます。就活のときにもディベートで培った能力は貴重な宝です。面接に行ったとき、「大学で勉強に関しては何をやってきましたか？」と問われたとき、「このテーマを研究してきました」とはっきりいえるのです。彼らは、ディベートへのグループ学習で、恐らく通常のゼミで費やする時間の数倍、数十倍を費やしています。当該テーマに関してゼミ生は、税法に係る職業専門家である税理士にも勝る知識を有している場合もあります。

なお、このディベート学習法の効果を上げる要素として、各大学の税法ゼミ間で行われる「税法ディベート大会」の存在をあげなければなりません。この税法ディベート大会は、開催日程の関係で「11月のディベート大会(参加校4大学)」と「12月のディベート大会（3校参加)」に分けられています。学生達は、それぞれの大会で優勝することを目指し、日々の学習に力を入れます。学習成果について、勝敗を付けることに対し反対する見解も存在します。この点については、全く「問題なし」とはいえません。しかし、学生達が一つの目標を持ち、その達成感を得ることは、ゼミ活動の上で重要な事柄だと思います。我々、立命の税法チームは、これらの大会で好成績をあげてきました。

ただし、この学習方法は、教員側にとっては厳しいものがあります。学生達は、各自の授業時間外で調整し合い、法学部共研等でディベートテーマに関する学習や研究、そして試合での作戦を検討します。その上で、本来のゼミ時間帯において、ディベートの実践を行います。このディベート練習は、通常、3ゼミ生と彼らを指導している4ゼミ生とでお

立命VS近畿青年税理士連盟京都支部ディベート大会

こなれます。税法ゼミの教員（後期ゼミは、望月ゼミと浪花ゼミ合同ゼミとなります。）は、その審査および講評を担当します。1テーマにつき試合時間が60余分、それに対する審査と講評が30分から40分かかります。それを毎週3テーマについて行いますので、毎回ゼミが終了するのは午後7時頃になります。11月と12月のディベートを合わせると5テーマありますので、午後9時までゼミを行うこともありました。この点では、末川会館陪審員法廷の事務所にはご迷惑をおかけしました。しかし、ゼミの回数を重ねる毎に、学生達の「立論」、「質疑応答」、「最終弁論」が上達・充実していきます。この進歩を確認できることが、我々教員の楽しみでもありました。

以上、ディベートの思い出話ばかりになってしまいました。ご容赦ください。立命での6年間は非常に短い期間でした。しかし、多くの優秀な学生さんに巡り会えたこと、良き同僚に恵まれたことに感謝いたします。

（なにわ　けんぞう・税法）

Academic Conference

学会開催報告

2013年日本土地法学会シンポジウム「住宅の安全と法」の開催

松本　克美　*MATSUMOTO Katsumi*

2013年10月5日（土）に、立命館大学朱雀キャンパス205教室にて、日本土地法学会2013年度大会を開催した。同学会は土地問題の研究を目的とし1973年に設立された学際的学会である。会員の専門分野は、法律学以外に、都市経営学、環境経済学、政治学、建築学、防災学など多岐にわたり、また、研究者以外に、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士、建築士など多岐にわたる専門家が所属している。立命館大学を開催地にした同学会の40周年にあたる2013年大会は、2001年10月に本学の創思館で「土壌汚染」をテーマに行われて以来、12年ぶりの開催である。

さて、今回のシンポジウムのテーマは「住宅の安全と法」であり、筆者が企画責任者を拝命した。土地法学会では、従来も地震や津波、水害などとの関連で住宅の安全を検討したことがあるが、今回は、住宅と地盤の瑕疵の問題（以下、まとめて建築瑕疵と略す）に焦点をあてて取り上げた。とりわけ、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災で倒壊した建物に隠れた瑕疵による被害の発生・拡大の例が相当数見られたことから、住宅の瑕疵の問題は、単に、修繕費がかかるというような財産的損害だけでなく、人の命にもかかわる重大な問題であることが認識されるようになった。同震災を契機に、日弁連消費者問題対策委員会所属の弁護士を中心に建築士、学者、市民と協働して欠陥住宅問題にとりくむ欠陥住宅全国被害者連絡協議会（通称「欠陥住宅全国ネット」）が設立され、組織的に欠陥住宅訴訟に取り組んでいる。その会員は1000名以上にのぼる。各地に地域ネットがあり、筆者も所属する京都ネットは会員数150名を超え、関西ネットとともに、全国で最大規模の地域ネットである。立命館大学法科大学院修了の若手弁護士も多数所属している。

建築瑕疵分野での判例の進展も著しいものがある。最高裁の判決に限っても、理論的・実務的に重要な判決として、① 最判（3）2002（平成14）・9・24判時1801号77頁（注文建築により完成した建物に重大な瑕疵ある場合の請負人の瑕疵担保責任に基づく建替費用相当額の賠償請求の肯定事例）、② 最判（2）2003（平成15）・10・10判時1840号18頁（柱の太さ事件・請負契約上の主観的瑕疵の肯定事例）、③最判（2）2003（平成15）・11・14民集57巻10号1761頁（名義貸建築士の不法行為責任）、④ 最判（2）2007（平成19）・7・6民集61巻5号1769頁（別府マンション事件―建物の基本的な安全性を損なう瑕疵論）、⑤ 最判（1）2010（平成22）・6・17民集64・4・1197（居住利益控除の否定）、⑥ 最判（1）2011（平成23）・7・21判時2129号36頁（別府マンション事件・最判④事案の再上告審）などがある。これらは、いずれも下級審裁判例・学説上見解の分かれていた争点について、建築瑕疵被害者の保護に資する方向での判断を最高裁が示したものである。

本大会では、筆者が企画趣旨の説明の後、上述のような最高裁判例の検討を中心とした「私法の観点からの住宅の安全」についての報告をし、次いで、金子正史氏（同志社大学教授）が「公法の観点からの住宅の安全」ということで、近時の建築基準法制の動向や、

耐震偽装問題にみられるような、違法建築を見抜けなかった建築確認に関する建築確認機構、地方自治体の責任の問題を報告した。3番目には、石黒一郎氏（堺市建築都市局）が「地方自治体行政の現場からの住宅の安全」というテーマで、この分野で先進的な取り組みをしてきた堺市の事例について報告をした。4番目には、稲垣秀輝氏（株式会社環境地質・代表取締役、地盤工学会関東支部・地盤リスクと法・訴訟等の社会システムに関する事例研究委員会委員長）が「地盤工学の観点から」と題して、2011年3月11日に発生した東日本大震災で顕在化した地盤の瑕疵の問題を取り上げた。最後に、前述の欠陥住宅全国ネットの幹事長であり、日弁連消費者問題対策委員会元委員長の吉岡和弘弁護士から、「欠陥住宅訴訟の展開と課題」と題する総括的な報告をしていただいた。

筆者の上記報告にかかわる基本的な見解は、「建物の安全と民事責任――判例動向と立法課題――」と題して立命館法学350号に寄稿したほか、本大会の各報告は、土地問題双書（有斐閣）シリーズの1冊として、2014年中には発刊される予定なので、ご関心のある方はぜひ参照していただきたい。

（まつもと　かつみ・民法）

Academic Conference

学会開催報告

日本公法学会第78回総会開催報告

駒林　良則　*KOMABAYASHI Yoshinori*

昨年（2013年）10月12日・13日に日本公法学会第78回総会が衣笠キャンパス以学館を会場にして開催された。筆者は総会幹事の市川正人先生の代理として総会運営に携わったので、本総会の概要を報告させていただくことにしたい。

日本公法学会第78回総会の全体テーマは「大規模災害と公法の課題」であった。以下では学会の運営委員会の趣旨説明を要約する形で紹介する。このテーマは、言うまでもなく2011年3月11日の東日本大震災とそれによる福島第一原発事故という未曾有の惨事が公法・公法学につきつけた諸課題を念頭に置いて設定されたものである。公法に関わる諸課題に対して憲法・行政法の研究者が交叉する形で取り組むことにより、公法学会はその社会的使命を果たすことになるであろう。そこで、本総会では、上記の全体テーマの下に「大規模災害と統治のあり方」と「大規模災害と国民生活」という柱が立てられた。

まず、「大規模災害と統治のあり方」は、大規模災害の発生という緊急事態に際しての意思決定の問題と、行政組織のあり方及びその活動の問題に大別されるが、第一日目の総会報告（なお総会報告として第一日目の午前午後合わせて4つの報告がなされた）における水島朝穂会員（早稲田大学）「緊急事態における権限配分と意思決定――大規模災害を中心に」と晴山一穂会員（専修大学）「大規模災害と行政組織」はこれに対応するものである。そして、第二日目の第一部会の各報告はこれらの問題をさらに掘り下げて扱うものであった。即ち、青井未帆会員（学習院大学）「大規模災害時における実力組織の役割――

自衛隊・消防隊・警察・在日米軍」は自衛隊等の実力組織が災害時にどのような役割を演じたか（演じるべきか）を検討し、大脇成昭会員（熊本大学）「民間組織等による公共サービスの提供」は民間組織による公共サービスの提供や官民協力の視点から検討している。さらに、松本和彦会員（大阪大学）「統治と専門性――憲法の視点から」と友岡史仁会員（日本大学）「統治と専門性（行政法の視点から）」は、共にこれまで尊重されてきた専門知がその問題性を露呈したことを踏まえて、専門知のあり方やその法的統制のあり方などについて検討を加える報告であった。

次に、もうひとつの柱である「大規模災害と国民生活」について、総会報告である棟居快行会員（国立国会図書館）「大規模災害と権利保障」は、大規模災害時の国の立法活動や行政介入が憲法上の権利保障にどう関わるかを検討し、同じく総会報告である鈴木庸夫会員（明治学院大学）「大規模災害と住民生活」は、災害行政過程における被災者やコミュニティーさらには災害対応事業者の地位・利益について扱うものであった。第二部会はこれらをさらに具体的視点から検討する報告であった。即ち、清野幾久子会員（明治大学）「災害と生命・生存・健康――フクシマ原発事故後の環境権論」は、社会的弱者の視点も含めて災害と生命や生存に関して憲法的視点で検討し、中原茂樹会員（東北大学）「大規模災害と補償」は、災害と補償の問題を居住地域移動や風評被害について行政法的視点から検討する報告であった。また、由喜門眞治会員（関西大学）「災害と復興・地域づくり」は復興を財政コントロール問題も含めて検討するものであり、山岸令和会員（早稲田大学）「災害と情報」は原発事故及びその再稼働に関する情報流通問題について知る権利を含めて検討するものであった。これらの報告を受けて、第二日目の午後は、各部会において活発な質疑応答がなされたことを記しておきたい。

なお以上の総会及び部会報告のほか、第一日目の終了後、公募報告セッションが行われ、第一セッションでは、宮先一勝会員（兵庫県行政書士会）「美濃部親子文庫と美濃部研究会について」、内野広大会員（三重大学）「習律の理論的根拠についての一考察」、太田航平会員（中央大学）「憲法改正規定の改正可能性」の各報告があり、第二セッションでは、上出浩会員（立命館大学）「科学・技術の進展と内心の自由」、岡田順太会員（白鷗大学）「公務員の政治活動と資格任用制の番人」、横田明美会員（千葉大学）「義務付け訴訟の『違法性判断の基準時』論」の各報告がなされた。

日本公法学会は法律系学会では恐らく私法学会に次ぐ大規模な学会であるため、開催にあたっては、準備段階から多くの方々の協力を得て打合せを行い、総会に臨んだ。公法関

係の教員、法学アカデミーの赤塚さんはじめ当日の運営に協力してくれた学生院生が精力的にその役割を果たしていただいた結果、二日間の総会を無事終了することができた。関係者の皆様にはこの場を借りて厚く謝意を表したい。

（こまばやし　よしのり・行政法）

Presentation

学会報告

ヴァナキュラー文化研究会での報告

佐藤　　渉　SATO Wataru

2013年8月3日にヴァナキュラー文化研究会で報告を行いました。そもそもヴァナキュラー文化とは何か、という根本的な問いに応えるのは容易ではありませんが、同研究会では民衆の間で自然発生的に生じた文化実践（たとえばバラッド）を幅広く研究対象としています。今回は「アイデンティティの行方」と題し、中国系のバックグラウンドを持つ若手オーストラリア作家、トム・チョウ（Tom Chow）の短編小説について報告しました。あらゆる境界の流動化が加速している現代において、エスニック・アイデンティティの表象がどのように変容しつつあるのか検証し、アイデンティティ意識の変化を明らかにすることが目的です。

チョウは「ファンダム」の世界と「文学」を架橋することに成功した作家です。チョウの作品には、映画やテレビ番組などポピュラーカルチャーがふんだんに取り込まれています。たとえば短編 “The Bodyguard” では、映画『ボディーガード』の登場人物を利用して、まったく異なるストーリーを展開しています。こうした手法で書かれたフィクションは「ファンフィクション」と呼ばれ、しばしばファン集団（たとえばスタートレックの熱烈なファンである「トレッキアン」）の間で流通しています。日常レベルでの文化の消費と創造が混然一体となったファンフィクションは、まさにヴァナキュラー的文化実践であると言えます。興味深いのは、チョウの作品が文学界で高く評価されている点です。処女短編集 *Look Who's Morphing*（Giramondo, 2009）は、コモンウェルス作家賞（Best First Book, 東南アジア・太平洋地域）の最終候補に選ばれています。チョウの成功は、文学の版図におけるポピュラーな領域の広がりを示していると言えます。

チョウはポピュラーカルチャーの借用にとどまらず、既成のアジア系移民文学を積極的にパロディ化しています。いうまでもなく、パロディが成立するためには、移民文学がジャンルとしてすでに確立しており、その特徴が一般読者の間で共有されていることが前提となります。エスニシティという文化資源を二次的に活用しているという点において、チョウの文学はアジア系英語文学が新たな段階に入ったことを示しています。こうした傾向はひとりチョウのみに見られるものではありません。たとえば、チョウと同世代のヴェトナム系オーストラリア作家であるナム・リーは、エスニック文学を書くことについての短編（メタフィクション）を書いています。従

来のアジア系移民文学は、母国での体験や移民体験、世代間のギャップなどを描いた自伝的スタイルの作品が一般的でした。移民2世の文学では、文化的アイデンティティの探求と再発見がしばしば主題となってきました。（欧米の読者から見た）文化的異質性が明示的に描かれるのもアジア系移民文学の特徴です。一方でチョウやリーの短編では、もはや継承文化は主人公にとって文化的同一性を保証するものではありません。むしろ彼らは、「私」とのかかわりにおいて継承文化を批判的に検討する「自己意識」を創作の素材としているのです。

それではチョウの短編で、中国文化がどのように描かれているのか、具体例を引いてみましょう。チョウの作品には食事の場面がよく登場します。そこで供される料理は、酢豚、レモンチキン、牛肉の黒豆ソース炒めなど、おなじみの中国料理です。しかもこれらの料理は常に「一族の間で何世代にも渡って受け継がれてきた伝統のレシピ」で作られています。言うまでもなく、作者は中国の食伝統を意図的に陳腐化しています。パターン化された食卓で展開するドラマは、テレビのsitcom（シチュエーション・コメディ）の手法を連作短編に応用したもの、と考えることができます。食卓で繰り広げられる会話にも、典型的な移民ナラティヴからの逸脱が顕著にみられます。名前に込められた意味を巡る兄妹の対話を描いた“Dinner with My Brother”では、妹の名前が「青々した草原でスキップしてクローバーを摘む」、兄の名前が「何百万もの忠実な兵隊を従えた大変賢明で全能の皇帝」という具合に、ジェンダー・ステレオタイプが極端に誇張されています。従来の移民文学では、食卓は文化的アイデンティティの確認の場として、あるいは世代間の葛藤と和解の場として描かれてきました。一方でチョウの食卓は、他者の文化が商品化され、消費されている社会状況を風刺しています。チョウ作品の価値の一端は、こうした風刺性にあると言えます。

作家トム・チョウと同名の主人公トムは、ポピュラーカルチャーのアイコンに次々と変容し、ジェンダーや人種の壁を越えて「私」の持つ可能性を探求します。このように、トムは創造的で流動的なアイデンティティを体現しています。チョウの文学は、従来の文学作品や映画によって構築されてきた、オーセンティックな移民像を揺るがす力を秘めています。

そもそも多文化主義は文化的差異を前提としているため、多文化主義政策を採用している社会ではエスニシティを本質化する力が働きます。アーティストが助成金を得るために「エスニシティを演じる」という状況は、レイ・チョウが90年代半ばにすでに指摘している通りです。従来のエスニック文学は、本質化された他者の文化にたいする読者の欲求を満たす役割を果たしてきました。それに対してチョウは文化的差異の消費を誇張して描く手法により、エスニシティを本質化する傾向を批判しています。また、ポピュラーカルチャーの洗礼を受けて育った移民子弟のアイデンティティ意識を描いている点においても、エスニック文学に新風を吹き込んだと言えます。

* 本研究にはJSPS科研費23520344の助成を受けました。

（さとう　わたる・オーストラリア文学）

Presentation

学会報告

第12回関西フランス法研究会合宿の開催報告

福本　布紗　FUKUMOTO Fusa

1．はじめに

2013年8月19日（月）から20日（火）にかけて、滋賀県大津市にある同志社大学びわこリトリートセンターにおいて、第12回関西フランス法研究会合宿が開催された。以下、その概要と開催内容を紹介したい。

2．研究会の沿革

関西フランス法研究会は、1980年に、当時大阪市立大学法学部で教鞭をとっておられた伊藤昌司先生（現九州大学名誉教授）を中心メンバーとして、立ち上げられた。その頃、関西においてフランス法研究者が極めて少なく、フランス法を勉強したいと思っても院生は全くイメージも摑めないまま研究を進めるしかない状況であったところ、研究会発足により、フランス法研究者からその経験と意見をうかがうことのできる機会として定例研究会は常に活気に満ちていたそうだ。しかし、伊藤先生が1989年に九州大学法学部に転任されたことに伴い、研究会はいったん自然消滅してしまう…。その状況を見かねた伊藤先生は、自ら単独で発起人となり、1999年に、年2回の定例研究会と夏期合宿を組み合わせる形式で「関西フランス法研究会合宿」を再組織し、2003年以降現在に至るまで、夏期合宿のみ年1回開催するというスタイルで定着している。

現在の開催形式になってからも、研究会にはベテランから若手・院生に至るまでの幅広い年齢層が毎年最低20名以上集まり、研究報告（1日目2件、2日目1件）はもとより、1日目の食事後に金山直樹先生（慶應義塾大学教授）の部屋に集合し、喧々諤々、酒を酌み交わしながら（つまみは鮒寿司がお約束…）夜遅くまで活発な議論を繰り広げることが恒例となっている。この宴の終盤に、金山先生より突如次年度の報告者が発表され、指名された者は、1年後の報告に向けて研究を（否が応でも？）進展させねばならないのである。筆者は、2012年の夏にこの指名制の恩恵にあずかり、それから1年、日頃のロースクールの業務を忘れ研究会合宿での報告に向けて、フランス法文献との格闘に没頭する時間を週のうちの何日か（何時間か）強制的に（？）確保することができた。いや、何ともありがたいシステムである（笑）。

3．開催内容

まず、8月19日（月）の第1報告は、山代忠邦氏（京都大学大学院法学研究科博士後期課程）が、「コーズと契約の性質決定」と題する報告を行った。山代氏は、我が国において、当事者の締結した契約を特定の契約類型にあてはめる作業や、特定の契約類型に依拠して補充・修正を施すという契約の全体像の確定に向けた内容の「調整」作業を、契約の「解釈」として包括的に観念することは適切かという問題意識から、フランス民法上、合意の有効要件である「コーズ」を用いて性質決定の基準及び方法を考察する見解を紹介した。

次いで同日の第2報告は、筆者が、「simulation（虚偽行為）と contre-lettre（反対証書）の関係性～コードシビル1321条の法構造に関する一考察～」と題する報告を行った。筆者は、コードシビル1321条と我が

国における虚偽表示規定（民法 94 条）との比較から浮き彫りになる、それぞれの規定で保護される「第三者」の相違を指摘しつつ、（1）コードシビル 1321 条後段における第三者保護の趣旨は何か、（2）コードシビルは simulation に関する明文規定を持たず、1321 条は、反対証書の効力について明らかにしているにすぎないが（両者は我が国の先行研究においては、しばしば同列に扱われているように見受けられる）、実際のところ、フランス民法上、simulation と反対証書の関係はどのように捉えられているのか（捉えられるべきか）、という 2 つの問題を設定した。これらの問題に迫る前提として、報告では、コードシビル成立までの simulation 理論と反対証書規制の展開、コードシビル成立以降の 1321 条の解釈（注釈学派、20 世紀以降の学説の推移を分析）、表見理論――第三者信頼保護の原理――（19 世紀後半ごろからフランスの判例法理を中心に議論が活発化した表見所有権の法理、外観の不可避的効力による錯誤法理を中心に検討）を紹介した。

さらに 8 月 20 日は、都筑満雄氏（南山大学）が、「フランス契約法における各種契約の一般理論の形成と展開――近時におけるフランス契約法の展開の一断面――」と題する報告を行った。都筑氏は、フランスにおいて契約法は契約の一般理論と各種契約の法から構成されており、各種契約の法の分野の一般理論からの独立性が我が国に比して高いことを指摘しつつ、各種契約の一般理論という今日のフランス契約法における最も重要な動向の一つを紹介し、その由来するフランス法的特質とは何かについて検討を行った。

4．おわりに

ロースクールの業務と並行してフランス法文献と対峙し、分析を試みる作業は、頭の使いどころが違うからか、はたまた、意外に飽きっぽい（1つのことだけに集中して作業を続けることが苦痛に思ってしまう…それゆえに精力的にいろいろなことに取り組んでバランスを取らざるを得ない）私の性分が災いしてか（恥ずかしながらおそらく後者であろう）、困難を極めた。そのたびに、自身の研究能力の拙さを思い知り、「報告準備が間に合わず、当日は土下座で謝ることになるかもしれない」という不安と隣り合わせであった。しかしながら、報告後に私の心を支配したのは、とてつもなく大きな「爽快感」であった。今後も、報告の機会があれば、自ら志願し、特攻隊になった気分で（しかし何度でも生き返る）、匍匐前進並みの歩みであっても研究を進めていきたいと思った。あ、その前に、上記報告内容を活字にせねば……。

（ふくもと　ふさ・民法）

Presentation

学会報告

日本独文学会2013年秋季研究発表会での報告を終えて

田原　憲和　TAHARA Norikazu

2013年9月28日・29日に北海道大学を会場に日本独文学会が開催されました。日本独文学会はドイツ語学やドイツ文学のみならず、ドイツ語圏の文化やドイツ語教授法などの研究者が所属する学会で、ドイツ語に関わる研究者にとっては最も重要かつ中心的な存在となっています。

本学会において、私は3名の共同研究者とともに「データベースソフトウェアを活用したドイツ語教材の可能性と実践例」というタイトルでブース発表を行いました。ブース発表という形態になじみの薄い方も多いかと思いますが、これはポスター発表の発展系という位置付けです。1つの独立した会場を90分間独占的に使用でき、その中で聴衆との意見交換を中心に展開するような形態の発表です。本学会の研究発表会全体としては、シンポジウムや一般の口頭発表が主体となっていますが、近年とりわけドイツ語教育分野の報告でこのブース発表という形態が活用されるようになってきました。私自身も2012年5月19日・20日に上智大学で開催された同学会での「「学びを学ぶ」ドイツ語授業を目指して――自律学習を促す3つの授業案」に次いで二度目のブース発表です。

今回の発表は、共同研究者らと共に開発している授業補助ツール類の紹介と、実際にどのように活用しているかという実践例を報告し、その可能性や改善点などについて聴衆と意見を交換しました。現在開発しているツール類とは、「ドイツ語人称変化型提示ツール」「例文和訳提示ツール」「4択問題作成ツール」の3つで、いずれもExcelなどのソフトウェアで作成したデータベースを活用したものです。実際に授業を行う教員がデータベースを作成、あるいは既存の共有データベースから抽出し、それらを各ツール類で表示することが可能となります。授業に合わせた用例や問題を表示することができるので、ツール活用の幅が広がります

今回の報告においては、私が2012年度に担当した授業における「4択問題作成ツール」の活用例を紹介しました。この「4択問題作成ツール」では、データベースから読み込んだ練習問題から必要なものを抽出し、それをスクリーンに映し出したり、あるいは抽出したものを練習問題プリントの形式で印刷したりすることができます。私の授業ではこのツールを次のような方法で活用しました。まず、学生自身をいくつかのグループに分け、既習

文法事項についての練習問題を作成するというグループワークを行います（①）。そこで提出された練習問題をデータベース化し、次回の授業で「4択問題作成ツール」でスクリーンに提示し、その問題を一緒に解いていきます（②）。スクリーンに映し出された問題はその場ですぐに解答が表示されますので、各自がすぐにチェックできます。こうして10～20問程度の練習を行った後、紙に印刷した同じ問題を配布し、改めてどんな問題があったかを確認してもらいます（③）。最後に、どの問題が（問い方、内容面、難度などにおいて）良かったかを選び、その理由を添えて提出してもらいます（④）。①の作業ではグループ内での教えあいや、問題作成による知識の確認・定着が期待できます。次に、②では知識の再確認、③では短期的な振り返りを期待できます。そして④で改めて全体を振り返ることにより、自分たちが作成した問題や自分の知識が他者のそれと相対化されます。さらに良い問題を選び、その理由を述べることは、次回以降の作業についての自らの課題発見という意味合いもあります。

この一連のサイクルの中で、ツールそのものが活用されるのは一部分のみです。また、ツールを紙媒体に置き換えてもこのサイクル自体には大きな影響を及ぼしません。しかしながら、ここでツールを使用した意義は別のところにあります。このようにデータベース化しておくと、後からどんどんとこれに追加することが可能ですし、タグ付けをしておけば膨大な数のデータからも簡単に必要な項目の問題のみが取り出せます。また、こうして作成したデータは教員間での共有が可能ですので、各教員の負担は軽減されます。

聴衆の関心は、主としてツールそのものに対するものと、①から④までのサイクルとなっているプロジェクト授業の教育効果に対するものとに集中し、発表者と聴衆の間のみならず、聴衆間においても活発な意見交換が行われました。以前はこのような「教育実践」の報告に対し、会員（大半が各大学のドイツ語教員）がほとんど関心を示さなかったことを考えると隔世の感があります。それを実感できたことだけでも、本発表を行った意義があったように思います。

（たはら　のりかず・社会言語学、ドイツ語）

Presentation

学会報告

アジア国際法学会 第4回隔年大会（ニューデリー）に出席して

吾郷　眞一　*AGO Shinichi*

2013年11月14日から16日までの3日間、ニューデリーでアジア国際法学会 (Asian Society of International Law)（歴史が古い米国国際法学会 American Society of International Law が ASIL という略語を使っていることからアジア国際法学会の方は AsianSIL と略している）の第4回隔年大会が開かれた。

国際法学は国内法研究者にとっては若干なじみが薄いものであり、実定法体系の中でも特殊な地位が与えられることが多いが、国際法学という学問領域自体はグロチウスの名をあげるまでもなく古くから存在し、特に日本では国際法学会は明治の初めから存在する最古の学会でもある。したがって其々の国に国

大会プログラム表紙

内学会として国際法学会がこれも古くから存在するが、それとは別に地域的なものとして欧州国際法学会 (European Society of International Law) が 2001 年に誕生し、2007 年にアジア国際法学会ができた。アフリカでもごく最近発足した（AfSIL）ようであるが、個々の活動はまだよく知られていない。欧州国際法学会に、見方によっては米国国際法学会の一極集中を克服する意味が持たされるように、アジア国際法学会も従来の西欧中心的な国際法学への挑戦という位置づけで理解することもできる。とりわけ、アジア国際法学会設立の立役者の一人であった大沼保昭東大名誉教授（もう一人は小和田恒国際司法裁判所判事）の持論が西欧中心主義批判であることを考えるとその感が強くなる。もっともこの学会はいたずらに反西欧の立場をとるものでは決してなく、その証拠に隔年大会が開催されるたびに米国国際法学会と欧州国際法学会の会長を招へいしているし、欧米からの研究者の参加も多い。

2007 年のシンガポールの創立大会に始まり、東京の第 2 回、北京の第 3 回に引き続いて第 4 回目となる今会期は「21 世紀におけるアジアと国際法：新たな地平」と題され、200 人くらいの参加のもと、80 人くらいによる個別報告が 25 のパラレルセッションで繰り広げられた。初日の開会全体会では、ハミド・アンサリ副大統領による（かなり中身のある）祝辞が述べられた後、大会開催責任者 V.S. マニ・アジア国際法学会会長の挨拶、それから初回以来恒例となったアメリカ国際法学会（D. ドノバン）会長とヨーロッパ国際法学会（L. ボアソン・ド・シャズルヌ）会長の挨拶などが続いた。会場のインディア・ハビタット・センターは政府系機関などが入った壮大な建造物で、初日の昼食や夜の懇親会は屋外の中庭で行われた。季節的にちょうどしのぎやすい気候で、夜などは上着を着ないと寒いくらいであったが、会場内は混雑し熱気があった。また、初日の夜にはインド各地方を代表する舞踏のアトラクションが提供され、インド情緒を楽しむことができた。

人権法、投資法、地域統合、環境法、抵触法、サイバー法、競争法、人道法、商取引法、国際組織法、海洋法、歴史、宇宙法、知財法、国際法教育、国際立法、貿易法、市民社会など極めて多数の内容を網羅するプログラムはかなり過密で、しかもパネルの構成が最後まで決まらなかっただけでなく、パネリストや座長の重複などもあって、組織運営の面で課題は残されたと言える。日本から（発表順で）濱本正太郎（京都大学）、西海真樹（中央大学）、長谷部正道（大和総研）、豊田哲也（国際教養大学）、大賀徹（九州大学）、吾郷眞一（立命館大学）、最上敏樹（早稲田大学）、金武真知子（アムステルダム大学）、大沼保昭（明治大学）等が報告者ないしはパネル座長として参加した。ちなみに、私の報告は最近の日

分科会風景

本の国際裁判例をとりあげ、国際法定立にとって国際裁判所の役割が重要であることを述べたが、会場からの質問には盲点を突くような意見も出され、有意義な意見交換ができた。次回の隔年大会は2015年にバンコクで開催予定である。大きい大会の間に中間大会が開かれるのが恒常化しているが、バンコク大会までの間としてバングラデシュのダッカで来年小規模の大会が開かれる。（ちなみに2008年はマレーシア、2010年がインドネシア、2012年がオーストラリアでそれぞれ開催された。）

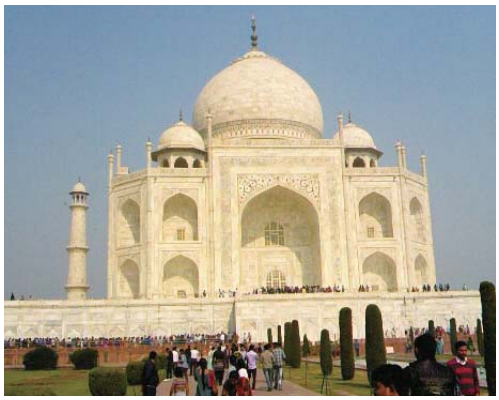

タージマハール

ニューデリー空港に着いた時からずっと最後まで、アジアの途上国特有の（特に北京や上海で吸うと同じ）空気に見舞われ、成田空港で外気にあたったときほっとした。帰国の便がニューデリー深夜発で時間が多少とれたため、車で3時間ほどのところにあるタージマハールを見物したが（有名な寺院なので知っているつもりであったが、本物に接するとその壮大さと美しさに感銘を受けた）、大都会から遠く離れても、空気の質の悪さは同じであった。20年以上前のバンコクがそうだったが、最近は改善された。50年前の日本の大都市、工業地帯も同じような状況だったが、環境規制をしっかりしたこともあって日本の空気は大概きれいだ。やればできるのであって、インド・中国という急激に経済発展している国には断固とした環境に対する決意が欠けているのではないかと思った。

（あごう　しんいち・国際経済法）

Presentation

Presentation

学会報告

「法学教育・法曹養成教育・法教育」——民科法律部会学術総会報告——

吉村　良一　*YOSHIMURA Ryoichi*

私が所属する民主主義科学者協会法律部会（民科）では、法学教育や研究のあり方を検討するための特別委員会を設置し、2009～2011年において、法科大学院設置後、危機的な状況にある法学研究者養成の問題について検討し、提言を公表した（法律時報84巻5号参照）。そこでは、中長期的な課題として法学部を基軸とした制度再編の方向を提起し、同時に、法学部教育の意義を再検討することの必要性を指摘した。2012年からは、これらを踏まえつつ、視野を法学部だけではなく法教育や法曹養成教育にも広げ、「法学教育」の現状と課題について検討することにし、一定の議論を積み重ねている。2013年11月30～12月1日に神奈川大学で行われた学術総会では、このような取り組みの一環として、この問題に関するコロキウムを実施した。

コロキウムでは、筆者が「法科大学院設置

後の法学部教育――その現状と課題」と題する報告を、松岡久和京都大学教授が「法科大学院での法曹養成としての法学教育――現状と課題に関する管見」と題する報告を、そして、大村敦志東京大学教授が「法教育から見た法学教育――『共和国の民法学』は再び可能か？」という題の報告を行った。紙数の関係で、後二者の報告の内容は割愛し（報告を踏まえた論稿が、今年夏発行の機関誌「法の科学」に掲載される予定である）、以下で、筆者の報告の要点を紹介することとしたい。

報告では、まず、法科大学院の問題が顕在化する段階での日本の法学部が置かれていた状況を振り返った上で、司法制度改革論議において、法科大学院設置にともない法学部教育をどう位置づけるかという議論が様々に行われたが、この問題は十分に深められずに制度がスタートしたことを指摘し、さらに、法科大学院設置後の法学部教育の実態を、昨年の春に民科として行った法学部調査（全部で34の大学から回答をえた）の結果に基づいて報告した。

その調査によれば、法科大学院設置にともなう学部の学生定員変更では、多くの国公立大学が定員減を行っている。国公立大学での定員減は、法科大学院への教員の移籍による担当体制上の問題への対処などの要因があるが、同時に、学部教育の位置づけの変更も関係しているものと思われる。私立大学では、定員に変更なしが大半であり、その背景には学生数確保という私学経営上の配慮があるものと思われる。法科大学院設置時にあった法学部廃止論やリベラルアーツ学部化といった議論については、いずれの大学も、このような方向はとらなかった。しかし、法科大学院設置により法曹養成教育の主要な舞台が法科大学院に移ることから、ほとんどの大学で、より基礎（専門の基礎）を重視するという方向でのカリキュラム改革が行われている。そして、多くの大学では、実定法科目の単位数減が行われている（ただし、実定法科目の単位数減が実定法教育の弱化をもたらしたとの反省から、その後、単位数回復の方向へ再改革の舵を切った大学も少なくない）。他方で、高校までの教育との「接続教育」や大学教育への「導入教育」の重視、少人数でのきめ細かい指導の充実といった、今日の大学教育改革全体に見られる改革動向が、どの大学においても見られる。

その上で、報告では、法学部教育と連携した法科大学院の方向をめざすべきとの主張を行った。日本の法学部は、これまで法的素養を有する人材を幅広く社会に送り出してきた。この役割は、今後、強まりこそすれ弱まることはない。また、法学部での基礎的で幅広い学習は、法曹を志す者にとっても重要である。高校時代、法律問題や人権問題、さらに、より広く社会問題に関心を持った学生の多くは法学部をめざすであろう。そのような関心を持って入学してきた学生に基礎的で幅広い法学教育を行い、法曹志望へと導いていくことは法学部の（そして、法学部においてこそ行える）重要な役割である。このことを踏まえるならば、法科大学院教育は法学部教育と連携して行われるべきである。

それでは、法学部教育と法科大学院の連携をはかるとして、どのようなことが問題となるか。報告では、法科大学院制度導入時において主張された「骨太の実定法教育」論（磯村保・中川丈久「神戸大学における法学教育再編の構想」ジュリスト1168号）や、法学部の教育目標を「法を理解し、法に共感し、法を活かす市民の育成」に置き、同時に、「法を理解し、法に共感し、法を活かす市民の育成」という法学部教育は法曹養成の第一段階の役割を果たすとして、法曹養成教育と法学部教育の連続性を指摘する議論（吉田克己・池田清治「北海道大学における大学院改革の現状と展望」ジュリスト1168号）が参考になり、ここで言う「骨太の実定法教育」や、「法を理解し、法に共感し、法を活かす市民の育成」としての法学部教育が（単なる単位数削

減による簡略化ではなく）真の意味で確立しうるか、そして、それと接続する法科大学院における法学教育はどうあるべきかを、今一度、本気で考えるべきではないかと主張した。

第二に、現代（日本）社会において、「学部教育」はどうあるべきかという問題が、法学部教育に即して検討されるべきであることを指摘した。この点に関しては、中教審等における「学士力の質保障」問題に関する議論の中で、学術会議の分野別の検討分科会での議論（法学分野においては、2012年に検討結果が公表されている）が参考になろう。

最後に、今日における「法学部教育」や「法科大学院教育」について考える場合、現代の若者の実態や意識を踏まえた議論が重要だということをも強調した。法曹養成教育も法学部教育も（さらには研究者養成や法教育も）、それを受ける主要な部分は若者である。したがって、現代の学生＝若者の実態や意識をどうとらえるかは、見落としてはならない点である。

コロキウムでは、これらの報告を受けて様々な議論が行われたが、民科では、今後も、この「法学教育」のあり方に関する検討を継続していくことになっている。

（よしむら　りょういち・民法）

Presentation

学会報告

「占領・戦後史研究会」シンポジウム報告

吉次　公介　*YOSHITSUGU Kosuke*

2013年12月14日（土）に二松学舎大学九段キャンパス（東京）にて、占領・戦後史研究会（代表・出口雄一・桐蔭横浜大学准教授）のシンポジウムが開催された。占領・戦後史研究会は、占領期から現在に至る日本の歴史を解明しようとする100名ほどの研究者・市民による研究団体である。日本占領史研究を切り拓いた「占領史研究会」の遺産を継承するこの研究会は、政治史、外交史、経済史、社会史など多岐にわたる分野の研究者が集っている。

今年度のシンポジウムのテーマは、「問い直す戦後体制の諸相――政治・外交・アジア」であった。「国内の政治状況に関しては、『保守――革新』という把握のあり方を超えた多様な政治潮流の実相を、国際関係に関しては、イデオロギー対立に収斂しきることのない東アジアという空間の広がりを、最新の研究成果に基づいて明らかにしたい」というのが、主な狙いである。

国内政治については、『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、2002年）の著者として知られる武田知己･大東文化大学教授が「『戦後体制』とは何か――政治史の方法と研究動向をめぐる議論」として報告された。他方、外交・国際政治については、筆者が「戦後日本＝ビルマ『特殊関係』の軌跡　1948－1964」と題する報告を行った。討論者は、『沖縄返還をめぐる政治と外交』（東京大学出版会、1994年）等の著者である河野康子・法政大学教授と、『日米同盟の政治史』（国際書院、2004年）等の著作がある池田慎太郎・関西大学教授であった。

現在、筆者は、文部科学省科学研究費補助

金・若手（B）「冷戦史のなかの日本＝ビルマ『特殊関係』」という研究事業に取り組んでいるが、今回のシンポジウムにおける報告は、その研究成果の中間報告というべきものであった。最近の戦後日本外交史研究は、外務省の外交文書の公開が進んだこともあり、進展が著しい。特に、アジアとの関係については多くの研究が発表されているが、ビルマは研究史上の空白となっている。筆者の研究は、その空白を埋めるだけでなく、戦後日本外交の対アジア外交、さらには戦後日本と冷戦の関わりについて、新たな知見を得ることを目指している。

さて、肝心の報告内容に移ろう。日本陸軍の「南機関」が、ビルマ建国の父といわれるアウン・サン将軍に軍事教練を施し、彼を中心にビルマ独立義勇軍を組織した歴史的経緯から、ビルマは「親日国」であり、日本とビルマは「特殊関係」にあるとされる。実際に、アジア太平洋戦争後、ビルマは日本との賠償の妥結に応じた最初の国であった。また、戦後日本はビルマへの経済援助を積極的に実施し、ビルマにとってトップ・ドナーであった。だが、1950年代末、賠償や貿易をめぐって日緬関係はかなり悪化しており、日緬の「特殊関係」が傷ついた局面もあった。近年、ミャンマーにおける日本のプレゼンスが低落傾向にある点に鑑みても、日緬「特殊関係」とは何だったのかを問い直す必要がある。

以上のような問題関心から、本報告では、主要な争点であった賠償とビルマ米輸入問題を中心に、戦後日緬関係を「戦後処理」、日本の「復興」、ビルマの「脱植民地化」、「冷戦の論理」の相互作用として描き、日本の対緬外交の成果と限界を明らかにした。この作業は、「南機関」を媒体とする戦前と戦後の連続（と断絶）、日本外交とアジア冷戦のダイナミクス、ひいてはアジア冷戦のあり方を検討することにもつながるものである。

1950年代前半から中葉にかけては、「戦後処理」や日本の「復興」とビルマの「脱植民地化」が比較的かみ合った時代だといえる。ビルマ賠償の妥結は、日本が「戦後処理」を進めるうえで大きな一歩であり、ビルマ米輸入は日本の復興に寄与した。他方、賠償やビルマ米の対日輸出はビルマの「脱植民地化」に寄与するものであった。だが、1950年代末になると、ビルマ米輸入問題や賠償再検討問題をめぐって「特殊関係」は悪化した。日本の「復興」でビルマ米の需要が低下した結果、輸入量が激減し、ビルマ側の反発を惹起したのである。また、賠償の増額を求めるビルマと、それに消極的な日本側の対立も表面化した。これは、「戦後処理」や日本の「復興」とビルマの「脱植民地化」の間に軋轢が生じたことを意味していた。

1960年に発足した池田政権は、「自由主義陣営の有力な一員」としてビルマを要とするアジア反共外交を展開し、ビルマに対しても中ソの脅威を強調しながら援助を実施した。「冷戦の論理」で、ビルマの「脱植民地化」と「戦後処理」の軋轢を軽減させようとする池田政権の試みは一定の成果を挙げ、日緬「特殊関係」の修復・発展が可能となった。だが、「冷戦の論理」を振りかざす池田政権の外交には限界もあった。池田はビルマを自由主義陣営に引き寄せようとするが、ビルマは中立を堅持したのである。ビルマの対外関係においては、「冷戦の論理」よりも「脱植民地化」がはるかに重要なのであった。

（よしつぐ　こうすけ・日本政治外交史）

My Book

自著紹介

自著を語る『少年司法と国際人権』

山口　直也　*YAMAGUCHI Naoya*

このたび、立命館大学法学会の出版助成を得て立命館大学法学叢書第16号として、拙著『少年司法と国際人権』を刊行することができた。法学会会員の同僚諸氏及び関係者の方々にまずは御礼申し上げたい。

本書は、わが国の少年司法が抱える諸問題を「国連児童の権利条約（1989年）」を中心とした国際人権法の観点から分析したものであり、全体を5章で構成している。第1章「少年司法に関する国連準則の展開とその意義」、第2章「子どもの成長発達権と少年司法」、第3章「子どもの成長発達権の観点から見た少年法『改正』の問題点」、第4章「子どもの成長発達権の観点から見た少年法上の課題」及び第5章「国際人権法と少年司法の諸課題」である。

章立てを見てわかるように、本書では、子どもの成長発達権という聞き慣れない権利が多く登場する。子どもの成長発達権とは何か。そのような権利を子どもに固有に認めることができるのか。このことを明らかにするのがまさに本書の中心課題でもある。

これについて、第1章及び第2章では、国連を中心に生成・展開されてきた少年司法に関する諸準則・条約を法社会学的に分析することで、児童の権利条約が第6条、第12条を根拠に、子ども固有の根元的・総体的権利である子どもの成長発達権を保障していることを明らかにしている。本書では、未成熟で未熟な判断をする成長発達の途上にある人格がそのままで認められ、将来、成熟した判断ができる自己決定主体（＝成人）となることが援助・保障される権利を成長発達権と定義

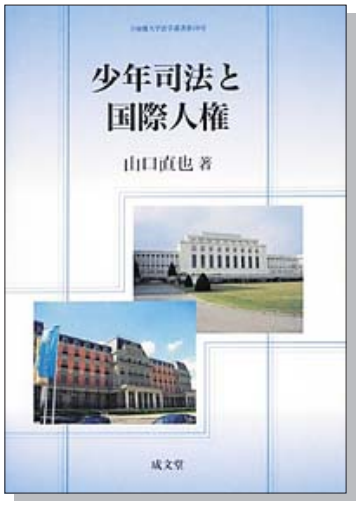

立命館大学法学叢書第16号
『少年司法と国際人権』
山口　直也　著　　成文堂
2013年12月　　￥6,300

している。そして、その権利の本質を、従来の権利意思説（選択説）や権利利益説に求めるのではなく、関係論的権利説に求め、子どもが自らを取り巻く適切な大人との人間関係を醸成しながら、自分の意見を述べつつ成長していくことそのものの権利性を主張している。

そのうえで、第3章では、各論的に少年司法の諸課題を子どもの成長発達権の観点から考察している。子どもの成長発達権の観点から見ると、少年司法における適正手続保障は、少年が主体的に非行を克服して成長を遂げ、将来、社会の中で建設的な役割を担うためのプロセスにふさわしいものでなければならないことになるが、2000年以降4回にわたって行われてきた（ている）わが国の少年法改正（案）は、この点を全く顧みていない。第1

次改正において新設された検察官関与規定、原則逆送規定、第２次改正において新設された触法事件に関する警察調査権規定、原則家裁送致規定、第３次改正において新設された被害者の審判傍聴規定、そして第４次改正案における検察官関与幅の拡大、少年刑の引き上げの各改正（案）は明白に国際人権法に違反している。これが本書の主張である。

さらに第４章では、同様の観点から、わが国の少年司法運営の中で特に争点となっている、少年審判非公開と推知報道の禁止、検察官送致決定の在り方、少年刑事被告人の刑事裁判の在り方等を、第５章では、少年司法の領域で全世界的な規模で注目を集めている、被害者の手続関与を中心とした修復的司法の意義、少年矯正処遇段階における施設民営化の問題等をそれぞれ検討し、国際人権法違反を指摘している。

わが国の少年司法実務の中では、非行少年は保護・統制の客体ではあるものの、成長発達して立ち直っていく権利行使主体であるという発想は基本的にないように見える。しかし、わが国も批准して国内法として法的拘束力を持つ児童の権利条約を中心に、国際人権法では、後者の発想はいわば法的常識である。この乖離をいかに埋めていくか。その一助になればとの思いが本書の上梓には込められている。

いずれにしても、国際人権法の観点からの少年司法研究は、これでひとまず区切りをつけたつもりである。今後は、別の観点から少年司法研究を進めたいと考えている。具体的には、現行少年法に影響を与え続けている母法たる米国少年法の研究を深めたい。わが国の少年司法は米国の少年司法改革を10年遅れで後追いしていると言われるが、当の米国がいままでの厳罰政策を転換して犯罪少年の教育を重視しつつある。したがって、厳罰政策真っ只中のわが国の少年司法の将来を展望するうえでも、米国少年司法の研究は不可欠なのである。

最後に、繰り返しになるが、立命館大学法学会の出版助成に感謝の意を表したい。そして、今後は米国少年司法に関する研究成果を公表しつつ、再び研究書として纏める機会に恵まれるように研究に専念したい。

（やまぐち　なおや・少年法、刑事訴訟法）

My Book

自著紹介

自著紹介『行政法と官僚制――行政法と専門性、そして行政法学と隣接諸学問――』

正木　宏長　*MASAKI Hirotake*

このたび、立命館大学法学叢書第17号として『行政法と官僚制――行政法と専門性、そして行政法学と隣接諸学問――』を刊行することができた。本書の大部分は、博士論文の一部であったのだが、私の研究の進展を受けて、後に公表した別論文とまとめて刊行した。その点で、本書は私の大学院生時代から現在に到るまでの研究の足跡といった感もある。

本書の執筆の動機としては、行政法における専門性を扱うことで、わが国の従来の研究ではあまり伝えられてこなかったアメリカ行政法学の議論を俯瞰する論文を書いてみようというものがあった。それを紹介する中で、「政治学的」「行政学的」ととらえられていたアメリカ行政法学の潮流を整理しようというのが私の院生時代の問題意識だった。

本書の内容に入ると、まず第1章「行政法学と行政学」では諸国の行政学と行政法学の関係に関する議論を簡単に紹介する。院生時代は、第1章で一般論を紹介したうえで、第2章の専門性に関する議論を紹介する際に、アメリカ行政法学は隣接諸学問の知見をどのように使っているのかを具体的に見るという構想を描いていた。

第2章「専門性と行政法」では、アメリカ行政法における専門性の理論の展開を見る。この章を書く際、私が目標としていたこととして、20世紀のアメリカ行政法学の歴史を俯瞰するということがあった。アメリカ行政法学では時期に応じて議論に流行廃りがあるが、これを一つの視点によって概観するには、「専門性」を基軸にして描くとうまくいくのではないかと考えたのである。

立命館大学法学叢書第17号
『行政法と官僚制―行政法と専門性、そして行政法学と隣接諸学問―』
正木　宏長　著　　成文堂
2013年12月　　￥4,725

行政の専門性という観念に対する日米の学者の見方は異なるのではないかと、私は感じている。アメリカの行政法学者は行政の専門性を肯定的にとらえることが多い。本書の中ではあまり言及しなかったが、私なりに背景を考えると、要するにアメリカでの保守的な考え方によると、市場での自由競争を重んじ、市場への政府の規制は最小限度に留められるべきだということになるのに対し、アメリカでのリベラルな考え方に立つと、政府による富の再配分や自由市場による弊害を是正するために強力な行政機関による規制が必要になると大雑把にまとめられる。そしてリベラルな考え方をする行政法学者は、市場への規制を実施する政府の行政機関の存在を肯定し、それを専門性の必要という理由で正統化する

ということになる。そういった心情に立脚して、アメリカの行政法学者達は、行政機関は事実認定の専門家であり、裁判所は法的判断の専門家であるといったような説明をして、様々なアメリカ行政法の法理が発展したのではないかというのが第2章で紹介した議論である。そして、そこでの議論の中で政治学や行政学の概念が使われてはいるが、アメリカの行政法学の理論の関心は基本的には法学的な議論をするところにあったのではないかということになる。

第2章では他にも色々と言及したが、今の時点で振り返ると、様々なものを詰め込んで強引にまとめてしまったとの反省点も残るところである。第2章補論はアメリカの最近の文献の紹介だが、基本的には第2章の議論の延長である。

第3章「ニュー・リーガルリアリズムとアメリカ行政法――マイルズとサンスティンの挑戦――」は、裁判官の政治的イデオロギーの判決への影響に関する経験的研究の紹介が主となる内容である。ここでは、裁判官は法に従って判断すると考えられているが、もし裁判官が政治的イデオロギーによって判決しているのならば、そのような人的な判断を下す裁判所よりも、行政機関の専門性を尊重するべきではないだろうかというような問題意識がアメリカ行政法学の中に窺えるところであり、この点で、第2章で紹介した従来のアメリカ行政法での議論に続く形で、論争が行われているのである。

第4章「行政官僚制と日本の行政法」は、アメリカの議論を受けたうえで、日本の行政法における専門性の扱い、あるいは行政法と隣接諸学問の関係を論じるものである。この章は当初の博士論文の最終章にあたる部分なのだが、最初に書いた時から未公表のまま10年以上たっており、本にする際の加筆修正に苦労した。ともかく第3章までの拡散しがちな議論をまとめて、著者なりの結論のようなものにたどり着いたところである。

院生時代の文章を10年経って見返すと、物足りない部分も多かったのだが、しかし、若かりし日の研究成果を単行本として刊行することができたのは僥倖であったと思う。既出の論文が多いとはいえ、単行本化の際の加筆修正で、初期の論文の浄書不足による誤字を訂正する機会を得ることができたのも、すこし心が安まるところである。出版助成により刊行の機会を与えてくださったことに改めて御礼を申し上げる次第である。

（まさき　ひろたけ・行政法、公法）

My Book

自著紹介

『近世日本の訴訟と法』を出版して

大平　祐一　*OHIRA Yuichi*

一　このたび創文社より『近世日本の訴訟と法』を出版することができた。近世（江戸時代）の民事訴訟、刑事訴訟、訴願の問題、そしてそれらに共通する司法や法のあり方の問題を論じたものである。最初の著書『目安箱の研究』では「特別訴訟」を、前著『近世の非合法的訴訟』では「非合法の訴訟」を扱ったので、本書では「通常の合法的な訴訟」を扱った。

二　第１編では近世司法の特徴とも言うべき伺・指令型司法の問題を論じた。近世日本では、全国各地を治める奉行は判決申渡に際し、しばしば事前に老中に伺いその指令を得ていた。なぜ司法がこのような伺・指令型司法になってしまったのだろうか。全国を統治する将軍にとっては、この方式は判例のブレを防止し安定した法秩序を維持するために極めて有効な方法であろう。では、奉行の立場に立つとどうであろうか。彼らは、一定の重刑以上の刑を申し渡す場合以外は、伺わずに判決申渡をすることが許されていたにもかかわらず、老中への伺いはあとをたたなかった。なぜなのだろうか。そもそも、なぜ上に伺うのだろうか。このような問題を本書では考えてみた。

三　第２編では金銭債権の法的保護に関する問題をとり上げた。幕府法では、借金銀、売掛金等の金銭債権（金公事債権）の保護が極めて弱かった。支払を命ずる判決が出ても、債務者は長期分割弁済――最長で30年の分割弁済――が可能であったため、債権者にとって債権回収は容易でなかった。保護の弱さを端的に示すのは、その訴訟（金公事）を裁判所で受理しないという相対済令である。同令発布により訴えの受理を拒否された債権者は、債務者と話し合って何とか自力で債権を回収せざるを得なくなる。金公事債権に対する保護がなぜこのように弱かったのかについては、従来学説が乱立し混戦状態であったが、第２編ではそれらを整理し、自説を展開した。

『近世日本の訴訟と法』
大平　祐一　著　　創文社
2013年12月　　￥8,400

四　第２編では内済の問題もとり上げた。周知のように、近世においては内済が重用された。幕府も内済を期待していた。幕府としては、そもそも紛争は奉行所に持ち込まず当事者で解決してほしかった。奉行や奉行所役人の数は限られている。そこに大量の訴訟、とりわけ取引活動の活発化に伴い増大した金公事が持ち込まれてくると奉行所の業務が停滞する。享保４年（1719）に町奉行所に持ち込まれた金公事は２万4304件であり、民事

訴訟の大半を占めた。このほかに金公事以外の民事事件や刑事事件も処理しなければならない。町奉行は裁判のほかに行政も担当する。当時町奉行は二名（そのうちの一人が大岡越前守）であった。多忙を極める奉行の悲鳴が聞こえてきそうである。同年11月、幕府が相対済令を発し、金公事を受理しないと宣言した背景にはこのような事情があった。そもそも幕府にとって裁判は恩恵行為であった。恩恵として行うものゆえ裁判は無料であった。幕府の裁判に「訴訟費用」という観念はない。しかし、無料であるからといって大量の訴訟が持ち込まれても困る。とりわけ幕府の価値基準からして評価の低い金公事は当事者で処理してほしかった。こうしたところに内済重視の一つの理由があった。

しかし、これはあくまでも当局から見た理由の一つにすぎない。人々はどう考えていたのだろうか。人々も内済を好意的に見ていたのだろうか。内済と裁判の関係はどのようになっていたのだろうか。人々はどちらも自由に選べたのだろうか。内済は人々にとってどのような意義があり、どのような問題をはらんでいたのだろうか。これらの点を本書では考えてみた。

五　刑事内済は民事内済と少し異なった性格をもつ。刑事内済には、(1)当局が訴追を停止する、あるいは(2)当局の訴追の対象となるのを避ける、というところに特徴がある。(1)は、犯人と被害者が和解した場合や当局が事件を表沙汰にしたくない特段の理由がある場合などが想定される。(2)は、当局に知られずに事件を沈静化させたい場合が考えられる。本書ではこれらを指摘したが、それ以外にどのような場合があるのか、今後の検討課題であろう。

六　第3編の「精密司法論」と近世刑事手続に関する部分は、人文研の「日本型社会研究会」での研究成果である。江戸時代後半期の刑事手続は「丹念な取り調べ」「萌芽的な起訴便宜主義」「有罪確保主義」であり「現代日本の刑事手続との連続性は著しい」とする松尾浩也氏の見解を、近世法史の観点から批判的に吟味するとともに、対話の可能性を模索したものである。

七　第4編では訴願の問題を扱った。江戸時代には公権力の作為・不作為に対しその違法性を訴訟により争うという法制度は存在しない。そのような発想がそもそもない。あるのは、許認可・監督取締・救済等を求める嘆願である。本書ではこれをさしあたり訴願と呼んだ。江戸幕府は営業権を一定の業者に特権として認めることがある。特権承認の対価(冥加金)を期待してのことである。ところが、特権としての営業権を承認された業者が、次第に不当な営業活動を行うようになり、農民たちに大きな被害を与えるという事態が起こる。そこで農民たちは当局に善処を求めて訴願をする。当局がこのような訴願をどのように処理したのか、その処理の仕方は、民事事件、刑事事件の処理の仕方と比べてどのような特徴が有ったのかを、本書では論じた。

八　現役時代を含めて、長い間、法学部・法科大学院の教職員の皆さんの温かい御心遣いや学問的アドヴァイスに支えられて本書をまとめることができた。ここに心からの感謝の意を表したい。また、学術振興会の出版助成申請にさいし、誤字・脱字、文章表現等を含めて本文を丹念に点検して下さったリサーチセンターの職員の方々にも心からの感謝の意を表したい。

（おおひら　ゆういち・日本法史）

Study Group

法学部定例研究会

2013 年 10 月～3 月

■法学部定例研究会：

13 年 10 月 5 日　商法研究会：島田志帆氏「個別株主通知の実施時期」、清水円香氏「フランス法における少数株主の締出し制度」

13 年 11 月 2 日　商法研究会:藤嶋肇氏「営業上の議決権代理人を通じた議決権行使の制限」、小野里光広氏「イギリス会社法学における『会社自身の価値最大化持続モデル』――Andrew Keay の言説とカナダ法の影響――」

13 年 12 月 7 日　商法研究会：高橋慶親氏「MBO における取締役の義務」、村田敏一氏「支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規律の新設について――『主要目的ルール』との交錯を中心に」

14 年 1 月 11 日　商法研究会：品谷篤哉氏「インサイダー取引規制の平成 25 年改正」、中村康江氏「株主名簿の閲覧請求と拒否事由」

14 年 1 月 31 日　博士論文公聴会：竹本信介氏「「行政学」から戦後日本外交を考える――プラグマティズム・アブダクション・民主主義――」

14 年 2 月　1 日　商法研究会:竹濵修氏「運送法制研究会報告書について――海商法, 航空法, 陸上運送法の立案・改正に向けて――」、村上康司氏「アートネイチャー高裁判決(東京高裁平成 25 年 1 月 30 日金判 1414 号 8 頁、判タ 1394 号 281 頁)」

14 年 2 月 10 日　「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第 13 回全体研究会：田村陽子氏「上告制度の目的論再考――当事者救済と法令解釈統一」

14 年 2 月 12 日　第 10 回民事法研究会：松本克美氏「一部請求と時効の中断――最判平成 25・6・6 民集 67 巻 5 号（判時 2190 号 22 頁）の検討を中心に――」

14 年 3 月　1 日　商法研究会：瀬谷ゆり子氏「従業員持株制度の法的問題点――判例の流れと実態からの検討――」、土岐孝宏氏「利得ある損害保険契約と民法 90 条論」

14 年 3 月 14 日　「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第 14 回全体研究会：宮脇正晴氏「知財高裁と最高裁」、望月爾氏「近年の租税訴訟の現状と最高裁判例の動向――破棄自判・破棄差戻し事案を中心に――」

New Book 新刊図書

2012年9月～2014年2月

■2012年 9月 『新・コンメンタール民法（財産法）』和田真一ほか著／日本評論社／￥6,825、『新基本法コンメンタール　刑法（別冊法学セミナー no. 219）』浅田和茂・高田昭正ほか編著／嘉門優・大下英希・安達光治ほか著／日本評論社／￥5,040

■2012年 10月 『＜学術会議叢書 19＞生殖補助医療と法』二宮周平ほか著／日本学術協力財団／￥1,890、『橋下ポピュリズムと民主主義』小松浩ほか著／自治体研究社／￥1,470、『光州「五月連作版画 - 夜明け」ひとがひとを呼ぶ』徐勝訳／夜光社／￥2,800、『続・時効と正義――消滅時効・除斥期間論の新たな展開』松本克美著／日本評論社／￥7,350、『民法学の現在と近未来』中山布紗ほか著／法律文化社／￥9,030、『労働法Ⅰ：集団的労働関係法・雇用保障法』吉田美喜夫ほか編著／倉田原志ほか著／法律文化社／￥3,045

■2012年 11月 『講座 ジェンダーと法 第4巻 ジェンダー法学が切り拓く展望』ジェンダー法学会編／松本克美ほか編著／日本加除出版／￥3,990

■2012年 12月 『刑事法理論の探求と発見――斉藤豊治先生古稀祝賀論文集』浅田和茂・松宮孝明ほか編／嘉門優・品田智史・浅田和茂・松宮孝明・渕野貴生ほか著／成文堂／￥15,750、『講座 ジェンダーと法 第2巻 固定された性役割からの解放』ジェンダー法学会編／二宮周平ほか編著／日本加除出版／￥3,990

■2013年 1月 『マックス・ウェーバーの日本――受容史の研究　1905-1995』ヴォルフガング・シュヴェントカー著／野口雅弘ほか訳／みすず書房／￥7,875

■2013年 2月 『はじめての法律学――HとJの物語［第3版補訂版］』松宮孝明ほか著／有斐閣アルマ／￥1,785、『ルクセンブルク語入門』田原憲和著／大学書林／￥3,360、『現代法の変容』平野仁彦ほか編著／有斐閣／￥12,600、『法と倫理のコラボレーション――活気ある社会への規範形成――』平野仁彦ほか著／国際高等研究所／￥3,255

■2013年 3月 『【専門訴訟講座2】建築訴訟［第2版］』松本克美・浅田和茂ほか編／民事法研究会／￥8,925、『ベーシック条約集＜2013＞』薬師寺公夫ほか編／東信堂／￥2,600、『ホーンブック地方自治法　改訂版』須藤陽子ほか著／北樹出版／￥2,730、『家族法の歩き方［第2版］＜法セミ LAWCLASS シリーズ＞』本山敦著／日本評論社／￥2,730、『環境法入門　公害から地球環境問題まで［第4版］』吉村良一・藤原猛爾・水野武夫編著／法律文化社／￥2,940、『三省堂テミス・物権法』生熊長幸著／三省堂／￥2,625、『新・コンメンタール刑法』松宮孝明ほか編著／日本評論社／￥3,360、『普遍的国際社会への法の挑戦――芹田健太郎先生古稀記念』薬師寺公夫ほか編著／吾郷眞一ほか著／信山社／￥21,000、『フランスの憲法判例Ⅱ』多田一路ほか著／信山社／￥5,880

■2013年 4月 『ケースブック独占禁止法［第3版］＜弘文堂ケースブックシリーズ＞』宮井雅明ほか著／弘文堂／￥4,515、『言葉のなかの日韓関係――教育・翻訳通訳・生活――＜立命館大学コリア研究センター叢書＞』徐勝ほか著／明石書店／￥2,310、『重要判例とともに読み解く　個別行政法』須藤陽子ほか著／有斐閣／￥3,570、『新憲法判例特選』小松浩ほか著／敬文堂／￥2,940、『政治概念の

歴史的展開　第6巻』野口雅弘ほか著／晃洋書房／￥3,360、『知的財産法演習ノート――知的財産法を楽しむ23問［第3版］』宮脇正晴ほか著／弘文堂／￥3,150、『労働法Ⅱ：個別的労働関係法［第2版］』吉田美喜夫ほか編著／佐藤敬二ほか著／法律文化社／￥3,780

■2013年 5月　『ロードマップ民法2――物権――』福本布紗ほか著／一学舎／￥2,940、『木村英樹教授還暦記念中国語文法論叢』島津幸子ほか著／白帝社／￥9,030

■2013年 6月　『改革期の刑事法理論：福井厚先生古稀祝賀論文集』浅田和茂・高田昭正ほか編著／渕野貴生・松宮孝明ほか著／法律文化社／￥14,700、『現代の裁判［第6版］』市川正人ほか著／有斐閣アルマ／￥1,785、『国会改造論　憲法･選挙制度･ねじれ』小堀眞裕著／文芸春秋社／￥872、『消費者法と民法：長尾治助先生追悼論文集』松本克美ほか編／谷本圭子・松本克美・吉村良一ほか著／法律文化社／￥9,030、『理論刑法学の探究⑥』浅田和茂ほか編／成文堂／￥3,990

■2013年 7月　『危機をのりこえる女たち――DV（ドメスティック・バイオレンス）法10年、支援の新地平へ』吉田容子ほか著／信山社／￥3,360、『原発の安全と司法･行政･学界の責任』斎藤浩編著／法律文化社／￥5,880、『新経済刑法入門［第2版］』浅田和茂・松宮孝明ほか編著／成文堂／￥3,675、『TRUST LAW IN ASIAN CIVIL LAW JURISDICTIONS A Comparative Analysis』岸本雄次郎ほか著／Cambridge University Press ／ $ 99.00

■2013年 8月　『誰が法曹業界をダメにしたのか　もう一度、司法改革を考える（中公新書ラクレ）』斎藤浩ほか著／中央公論新社／￥777

■2013年 9月　『最高裁民法判例研究 第2巻　契約・不法行為・親族・相続』末川民事法研究会編／和田真一ほか著／日本評論社／￥5,250

■2013年10月　『三省堂テミス・担保物権法』生熊長幸著／三省堂／￥2,940

■2013年11月　『＜事例演習法学ライブラリ4＞事例演習　家族法』二宮周平著／新世社／￥1,418、『＜新法学ライブラリ9＞家族法［第4版］』二宮周平著／新世社／￥3,413、『住まいを再生する――東北復興の政策・制度論』斎藤浩ほか編著／岩波書店／￥3,045

■2013年12月　『金融から学ぶ民事法入門［第2版］』大垣尚司著／勁草書房／￥3,045、『行政訴訟第2次改革の論点（信山社ブックス5）』斎藤浩ほか編／信山社／￥3,780、『立命館大学法学叢書第16号　少年司法と国際人権』山口直也著／成文堂／￥6,300、『立命館大学法学叢書第17号　行政法と官僚制――行政法と専門性、そして行政法学と隣接諸学問――』正木宏長著／成文堂／￥4,725、『近世日本の訴訟と法』大平祐一著／創文社／￥8,400

■2014年 1月　『憲法「改正」の論点：憲法原理から問い直す』京都憲法会議監修／倉田原志ほか編／中島茂樹・倉田原志・植松健一・小松浩ほか著／法律文化社／￥1,995、『士業・専門家の災害復興支援～1.17の経験、3.11の取り組み、南海等への備え』阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編／斎藤浩ほか著／クリエイツかもがわ／￥2,310

■2014年 2月　『岩波講座　政治哲学　第4巻　国家と社会』野口雅弘ほか著／岩波書店／￥3,360

＊誌面の都合により、表紙の写真は割愛し、題名のみ掲載させていただきました

RITSUMEIKAN

立命館ロー・ニューズレター
第76号（2014年3月）
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会
〒603-8577　京都市北区等持院北町56-1
TEL.　075-465-8177
FAX.　075-465-8294
URL.　http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl